

[別紙]

事業報告書

(自 令和4年8月1日 至 令和5年7月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 寺井医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県大村市玖島1丁目53番地2

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成元年 7月 21日

(4) 設立登記年月日 平成元年 8月 1日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	寺井 裕二	平成29年6月5日 就任
理事	寺井 知子	
理事	寺井 路子	
監事	寺井 誠	

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人寺井医院	長崎県大村市玖島1丁目53番地2	一般病床 1床 療養病床 0床

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年9月22日 令和3年度決算の決定

令和4年9月22日 令和4年度役員年間報酬限度額の決定

様式 3-2

法人名 医療法人 寺井医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市玖島1丁目53-2

貸借対照表

(令和 5年 7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	69,336	I 流動負債	8,232
II 固定資産	76,144	II 固定負債	21,477
1 有形固定資産	76,125	負債合計	29,709
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	19	科 目	
			金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	105,772
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	115,772
資産合計	145,481	負債・純資産合計	145,481

法人名 医療法人 寺井医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市玖島1丁目53-2

損 益 計 算 書
(自 令和 4年 8月 1日 至 令和 5年 7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	121,110
2 事業費用	107,280
本来業務事業利益	13,830
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	13,830
II 事業外収益	3,607
III 事業外費用	21
経常利益	17,417
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	17,417
法人税等	3,613
当期純利益	13,803

法人名 医療法人 寺井医院

※医療法人整理番号

所在地 長崎県大村市玖島1丁目53-2

財 産 目 録

(令和 5年 7月31日現在)

1. 資 産 額	145,481 千円
2. 負 債 額	29,709 千円
3. 純 資 産 額	115,772 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	69,336
B 固 定 資 産	76,144
C 資 産 合 計 (A+B)	145,481
D 負 債 合 計	29,709
E 純 資 産 (C-D)	115,772

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
 建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

監事監査報告書

医療法人 寺井医院
理事長 寺井 裕二 殿

私は、医療法人 寺井医院の令和4年度第34会計年度(令和4年 8月 1日から令和5年 7月31日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款(寄附行為)に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款(寄附行為)に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款(寄附行為)に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 9月 19日

医療法人 寺井 医院

監事 寺井 誠

